

## 鞍手町障害者活躍推進計画

機関名	鞍手町（町長部局）
任命権者	鞍手町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
鞍手町（町長部局）における障害者雇用に関する課題	<p>令和2年6月1日現在では、法定雇用率2.5%を満たしている。</p> <p>しかしながら、令和3年4月には、地方自治体の法定雇用率は2.6%に引き上げとなる予定である。</p> <p>そのため、令和3年度以降、当町においては、障害者の積極的な採用を実施する必要がある。</p> <p>本計画のもと、障害のある職員を含むすべての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいくことが重要である。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>障害者である職員の実雇用率について、各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。</p> <p>（評価方法）</p> <p>毎年の任免状況通報による把握及び進捗管理を行う。</p>
②定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。</p> <p>（評価方法）</p> <p>毎年の任免状況通報時、人事記録等を元に、前年度採用者の定着情報を把握し、進捗管理を行う。</p>
取り組み内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</li> <li>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</li> <li>○役割分担については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。</li> </ul>
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現に勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出において検討する。</li> <li>○新規採用又は異動その他定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができていないかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。</li> </ul>
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現に勤務する障害者や今後採用する障害者については、定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</li> <li>○措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。</li> <li>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li><li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li><li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li></ul>
その他	○各関係法律に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。